

第 5 号議案**関西広域連合広域計画の一部を変更する件**

関西広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成24年3月3日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

平成24年1月25日総行市第1号で総務大臣許可のあった関西広域連合規約改正に伴い、関西広域連合広域計画の一部を次のように変更する。

第3広域計画の区域のただし書中「及び徳島県にあつては」を「にあつては」に改め、「、広域産業振興」を削り、「及び広域職員研修に関する事務にあつては鳥取県の区域を、」を「、広域職員研修及び」に、「鳥取県及び徳島県の」を「鳥取県の」に改め、「それぞれ」を削る。

附 則

この広域計画第3の規定は、平成24年4月1日より施行する。